

くらしの情報

お知らせ

◆ご自宅で歯科診療や 口腔ケアを受けられます！

県では、歯科衛生士が歯科診療や口腔ケアの相談に応じ、通院困難な方にはご自宅に伺う歯科医師を紹介する相談窓口を設置しています。

「秩父都市在宅歯科医療推進拠点」までご相談ください。

制度については、埼玉県歯科医師会HPをご覧ください。

問合せ

秩父都市在宅歯科医療推進拠点
☎080・8729・8020

◆ひきこもり専門相談

「人と話すことが苦手、外出が困難」「身近にひきこもりの人がいるけれど、どう対応してよいかわからない…」

等のお悩みを抱える方向けに、公認心理師による「ひきこもり専門相談」を実施します（個別予約制）。

日時 7月7日(火)
午後1時30分～
午後3時45分
(1枠45分程度)

場所 秩父保健所
対象 ご本人、家族等
参加費 無料
問合せ 秩父保健所保健予防推進担当
☎22・3824

◆大切な人を自死(自殺)で亡くされた方の「語らいのつどい」

日時 7月10日(金)
午後1時30分～3時30分

会場 秩父保健所
内容 ファシリテーターと共に、同じ体験をされた方同士が、安心して語りあう場を提供します。

対象 家族や親戚、友人、職場の同僚など身近な人を自死(自殺)で亡くされ、ご自分から参加を希望する方（前日までに事前申込が必要）参加無料
問合せ 秩父保健所保健予防推進担当
☎22・3824

◆6月1日(月)は 人権擁護委員の日です

人権擁護委員は、自由人権思想の普及高揚に努めることを使命としており、町長から推薦された委員を法務大臣が委嘱します。

秩父人権擁護委員協議会では、「人権擁護委員の日」の行事として、例年人権に関する特設相談所を開設していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止させていただきま

す。人権相談については電話による窓口をご利用ください。

○みんなの人権110番
☎0570・003・110
(午前8時30分～午後5時15分)

問合せ 総務課自治振興担当
☎66・3111 内線212

新型コロナウイルス感染症に関連した法務大臣メッセージ



【電話受付時間】平日午前8時30分～午後5時15分

様々な人権問題についての相談はなんでも
みんなの人権110番 ☎0570-003-110

いじめ・虐待(びやくたい)など子どもの人権問題に関する相談はこちら
子どもの人権110番 ☎0120-007-110

家庭内暴力など女性の人権問題に関する相談はこちら
女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

インターネットでも人権相談を受け付けています
インターネット受付 インターネット人権相談 相談
パソコン・スマートフォン共通 https://www.jinken.go.jp/

「新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別は決してあってはなりません。法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめ等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。困ったときは、一人で悩まず、私たちに相談してください。」

※メッセージの全文は、YouTube法務省チャンネル
(https://youtu.be/RYS00qCxo-0) をご覧ください。

問合せ 総務課自治振興担当 ☎66・3111 内線212

消費者ホットライン188とは？

消費者ホットライン188(局番なし)は、お近くの消費生活センター等の消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。

「悪質商法等による被害にあった」「ある製品を使ってけがをしてしまった」などの消費者トラブルで困っていませんか？

「新型コロナウイルスが水道水に混ざっている可能性がある。調査に行くので、お宅の場所を教えてください」、「助成金があるので個人情報や口座情報を教えてください」などの新型コロナウイルスの感染拡大に関連したトラブルで困っていませんか？

そんなときは一人で悩まずに、全国どこからでも3桁の電話番号でつながる消費者ホットライン「188(いやや!）」にご相談ください。専門の相談員がトラブル解決を支援します。



一人で悩まず、まずは相談

大切なのは、すぐに相談することです
困ったときは、一人で抱え込まないで「消費者ホットライン「いやや」(局番なしの188)」までお電話を
『泣き寝入りは超いやや(188)!』で覚えてね

消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター
「イヤヤン」

問合せ 産業観光課産業観光担当 ☎66・3111 内線233